

●建築士事務所登録申請書 提出時チェックリスト

(登録申請書を提出する前に下記の書類が作成・添付されているかチェックし、太枠内を記入してください。申請書と併せて1枚提出してください。)

必 要 書 類 等		法 人 開 設	個 人 開 設	備 考	事務 局 アカデミー
(第一面)登録申請書	正:1枚 副:1枚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※更新申請の際、5年前の登録申請時より(第一面)登録申請書・(第二面)所属建築士名簿・(第三面)役員名簿の内容に変更が生じている場合は別途【建築士事務所登録事項変更届】の提出が必要	
(第二面)所属建築士名簿	2部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(建築士法第23条の5第1項及び第5項の規定により、登録内容に変更が発生してから14日以内(所属建築士の変更の場合は3ヶ月以内)に変更手続きを行わなければならない)	
(第三面)役員名簿	2部	<input type="checkbox"/>			
添付書類(イ)業務概要書	2部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※新規の場合、空白で提出。更新の場合、現登録年月日から5年間の主な業務を記入	
添付書類(ロ)略歴書(登録申請者用)	2部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
添付書類(ハ)略歴書(管理建築士用)	2部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※登録申請者と管理建築士が同一人の場合は、省略可	
添付書類(ハ)誓約書	2部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
管理建築士の専任に関する誓約書	2部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※個人開設の場合に限り、登録申請者と管理建築士が同一人の場合は、省略可	
管理建築士の建築士免許証又は免許証明書の写し	2部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
管理建築士の管理建築士講習修了証の写し	2部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※建築士定期講習修了証、開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会受講証明書ではありません	
定款の写し	2部	<input type="checkbox"/>			
商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	原本1部 写し1部	<input type="checkbox"/>		※3ヶ月以内に交付されたもの	
登録申請手数料振込明細書の写し	正本のみ 1部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※登録手数料を振込により納入された場合のみ	
副本返送の場合、返送用レターパック(ライト)	1部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※レターパックで副本の返送を希望の場合のみ。副本を協会窓口で受け取る場合は不要	

建築士事務所名称				担当者氏名		
連絡先	TEL	()	—	E-Mail		

副本返却方法を次の①-②より選択し、右欄に記入してください。

①協会窓口返却
②郵送による返却の場合はレターパック(ライト)を同封してください

返却方法

到達日	補正依頼1回目	補正依頼2回目	受理日
/	/	/	/

第五号書式（第二十条関係）（用紙A4）

正

□ 一級 建築士事務所登録申請書
□ 二級
□ 木造

〔記入注意〕

(第一面)

1. ※印欄は、記入しないでください。
2. □のある欄は、該当する□中に✓印を付けてください。
3. 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

一級 建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は
 二級 事実に相違ありません。
 木造

令和 年 月 日 登録申請者氏名

登録申請者氏名

香川県指定事務所登録機関

一般社団法人 香川県建築士事務所協会会長 様

建築士所		ふりがな 名 称						
		所在 地	〒	-	電話 ()	-	番	
		一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造 建築士事務所					
登録申請者		ふりがな 氏 名				建築士 の資格	一級建築士 二級建築士 木造建築士 な し	
		住 所	〒	-				
		ふりがな 名 称						
建築士所		事務所所在 地	〒	-				
		ふりがな 氏 名				登録番号		
		一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別	<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造 建築士			登録を受けた都道府 県名(二級建築士又は 木造建築士の場合)		
建築士を 管理 する 事務 務す 士		管理建築士講習を 修了した年月日	平成 令和	年	月	日	修了証番号	
現登録年月日 及び登録番号		<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 香川県知事登録 第					※ 審 査	
新規 更新	※登録年月日 及び登録番号	令和 年 月 日 香川県知事登録 第						
手数料欄		1級 26,000円	<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 振込				
		2級 26,000円	<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 振込				
		木造 26,000円	<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 振込				

第五号書式（第二十条関係）（用紙A4）

副

一級
 二級
 木造

建築士事務所登録申請書

〔記入注意〕

（第一面）

- ※印欄は、記入しないでください。
- のある欄は、該当する□中に✓印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

一級
 二級
 木造

建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は

事実に相違ありません。

令和 年 月 日 登録申請者氏名

香川県指定事務所登録機関

一般社団法人 香川県建築士事務所協会会長様

建 事 務 士 所	ふりがな 名 称			
	所 在 地	〒 - 番	電話 () -	番
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造 建築士事務所		
登 録 申 請 者	ふりがな 氏 名	<input type="checkbox"/> 建築士 の資格	一級建築士 二級建築士 木造建築士 な し	
	住 所	〒 - 番		
	ふりがな 名 称			
事務所所在地	〒 - 番			
建 築 を 建 士 管 理 事 務 す 士	ふりがな 氏 名	登録番号		
	一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別	<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造 建築士		登録を受けた都道府 県名(二級建築士又は 木造建築士の場合)
	管理建築士講習を 修了した年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	修了証番号
現登録年月日 及び登録番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 香川県知事登録	年 月 日	第 号	※ 審 査
新規 更新	※ 登録年月日 及び登録番号	令和 年 月 日	香川県知事登録 第 号	

あなたの申請については建築士法第23条の3第1項の規定により登録したので、
同条第2項の規定により通知します。なお、この登録は5年間有効です。

令和 年 月 日

香川県指定事務所登録機関

一般社団法人 香川県建築士事務所協会

(第二面)

〔記入注意〕

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入し添えてください。

(第三面)
役員名簿

[記入注意]

- この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	役名	生年月日
		<input type="checkbox"/> 大正・ <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和
		<input type="checkbox"/> 大正・ <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和
		<input type="checkbox"/> 大正・ <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和
		<input type="checkbox"/> 大正・ <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和
		<input type="checkbox"/> 大正・ <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和
		<input type="checkbox"/> 大正・ <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和
		<input type="checkbox"/> 大正・ <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和
		<input type="checkbox"/> 大正・ <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和
		<input type="checkbox"/> 大正・ <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和
(備考) 別紙 有 無		

第六号書式（第二十条関係）（用紙A4）

添付書類 (イ)

業 務 概 要 書

〔記入注意〕

1 最近のものから順次記入してください。
2 [例]

香川太郎

香川県

香川ビル
貸事務所

鉄筋コンクリート造
三階建て延べ500平方
メートル

設計及び 工事監理

令和
2.8.1 3.1.10

略歴書

〔記入注意〕

1. 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
2. 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

添付書類(ハ)

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者の
氏名又は名称.....

(一社) 香川県建築士事務所協会会長 様

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁固以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所が閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

[記入注意]

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

※登録申請者が法人である場合は、法人名称及び代表者職氏名を記載してください。

管理建築士の専任に関する誓約書

私は、このたび

の
規
新
更
新
更
変

登録にあたり、管理建築士となることを誓約いたします。

令和 年 月 日

自宅住所

氏名

登録手数料振込証明書写し 貼付用紙

事務所登録申請書を郵送する場合は、登録手数料を
申請前に振込み願います。

振込先 : 百十四銀行 西支店
普通預金 0159795
シャ) カガワケンケンチクシジムショキョウカイ
一般社団法人 香川県建築士事務所協会

一級建築士事務所 : 26,000円
二級建築士事務所 : 26,000円
木造建築士事務所 : 26,000円

振込証明書（利用明細）の写しを貼付すること。
インターネットバンキング利用時は、振込完了画面をプリ
ントアウトして添付すること。
窓口に持参し現金支払いとする場合、この用紙の添付は不
要です。